# 日本学生支援機構

# 奨学金採用者説明会

# ◆登録のお願い◆

## 札幌学院大学　学生支援課

江別キャンパス（E館2F）　011-375-8282
新札幌キャンパス（1階）　011-802-8635

# ◆窓口時間◆

平日／9：00 ～ 11：20、12：20 ～ 16：40
（火曜日は15：00まで）

# ●全員共通

①日本学生支援機構奨学金　採用後の手続きについて

②■ご登録・ご利用ください■
スカラネット・パーソナル

③2025年度日本学生支援機構奨学生（●月採用）採用決定通知に係る「奨学生証」の交付について
※給付と貸与で内容が異なります！

④奨学生証　※採用となった奨学生ごとに発行

# ●奨学生証

給付…①支援区分の確認
②自宅外生の場合も自宅月額が印字
③裏面を必ず読むこと

貸与…＜機関保証選択者＞
貸与月額から差し引かれる
保証料月額の確認

**※「奨学生のしおり（全体版）」は日本学生支援機構のホームページ及びMoodleに掲載しています。必ず確認するようにしてください。**

# スカラネット・パーソナル（スカラＰＳ）とは



奨学金情報を確認したり、各種届出などの手続きができます。

**登録期限：配布資料を確認**

**ID・パスワードは各自管理してください!!**

「奨学生証」に書いておく等
忘れない方法で管理してください

**ログイン・新規登録ボタン**

**スカラＰＳ　https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/**

# ●貸与の学生のみ

提出期限は
配布資料を確認

①返還誓約書

②日本学生支援機構 2025年度 貸与奨学生のしおり

③[様式25-1] 返還誓約書記載事項訂正届

④ ＜機関保証選択者のみ＞
保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書

⑤ ＜提出が必要な学生のみ＞
[様式13] 返還保証書

# ● 給付奨学生としての心構え

# 給付奨学生としての心構え



（１）給付奨学金制度について、十分に理解してください。

（２）支給中の手続きは、学校の指示を守り、期間内に行ってください。

案内はポータルでご連絡します。

（３）給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

# 「多子世帯」の支援区分の方へ

住民税上、生計維持者（原則、あなたの父と母）が扶養する「子ども」の数が３人以上の世帯は、
所得制限なく、国が定める一定額まで、授業料および入学金が無償となります。

給付奨学金の支給がない場合であっても、給付奨学生としての手続きは必要です。

これから説明する内容を、よく確認してください。

# 知ってほしいこと

# 採用後の手続きについて



## 在籍報告（毎年4月 ※採用初年度は対象外）

給付奨学生のしおり
3ページ、23ページ

「スカラネット・パーソナル」を通じて、在籍状況や通学状況、生計維持者の情報や、扶養親族の人数等の報告を行うもの

**※期限までに報告がなく、学校に在籍していることが確認できない場合は、給付奨学金の振込みが止まります!!**

## 適格認定（家計）（毎年10月）

給付奨学生のしおり
29ページ

**毎年家計状況により支援区分が見直され、毎月の支給月額ならびに授業料減免額が変わることがあります。**

審査は日本学生支援機構がマイナンバー等の情報を利用して行います。
10月以降の支援区分は、スカラネット・パーソナルで確認してください。

## 適格認定（学業）（毎年学年末）

給付奨学生のしおり
3ページ、27～28ページ

**学業成績等を総合的に審査し、給付奨学金継続の可否等を判断します。**

結果によっては、給付奨学金の支給が廃止や停止となることがあります。また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。

審査の基準となる学業成績は、配布している「2025年度日本学生支援機構奨学生（4 月採用）採用決定通知に係る「奨学生証」の交付について」に記載しています。

**必ず確認し、奨学金が打ち切りとなることのないよう注意しましょう。**

# 適格認定（学業）における学業成績

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

**【給付・貸与奨学金共通】**

以下の学業成績基準以上の単位を修得していること

**＜学業成績基準＞**

1年終了時：**31**単位以上

2年終了時：**62**単位以上

3年終了時：**93**単位以上

**【給付奨学金のみ】**

単年度ＧPAが所属する学部の上位3/4に該当すること

※GPAの下位1/4の数値は年度によって変わります。

下表は、2024年度の各学部における下位1/4の数値です。

| | 1年終了時 | 2年終了時 | 3年終了時 |
|---|---|---|---|
| 人文学部 | 2.14 | 1.71 | 2.21 |
| 法学部 | 1.39 | 1.29 | 1.36 |
| 経済経営学部 | 1.43 | 1.48 | 1.96 |
| 心理学部 | 2.36 | 1.84 | 2.07 |

# 給付月額の変更等



給付奨学生のしおり
11～13ページ

## ● 自宅外通学の取扱いについて

**○自宅外通学の月額支給を受けるためには、書類審査が必要です。**
**在学中に自宅から自宅外通学に変更になった場合も対象になります。**

【参考】自宅外通学要件確認チャート
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html

○自宅外通学であることが認められた場合は、審査完了後に、自宅外通学と認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

※証明書類の種類や提出期限は必ず学校に確認し、必要書類を速やかに不備なくととのえてください。提出が遅れた場合は、証明書類が提出された月から自宅外通学の支給となります。

# 給付月額の変更等



給付奨学生のしおり
14ページ

## ● 他の国費（※）による給付金との重複

奨学生本人が他の国費（※）による給付金を受けている間は、給付奨学金の支給を受けることができません。他の国費による給付金を受ける場合及び受給が終了した場合は学校に申し出てください。

※「教育訓練支援給付金」、「訓練延長給付」、「技能習得手当及び寄宿手当」、
「職業訓練受講給付金」、「高等職業訓練促進給付金」、「職業転換給付金訓練手当」

## ● 在留資格等の変更（外国籍の場合）

在留資格の変更や在留期間を更新した場合は、証明書類の提出が必要です。学校から所定の様式を受け取り、証明書類（「在留カード」のコピー等）と併せて学校に提出してください。

※在留資格の要件：法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、
定住者（将来日本に永住する意思のある人に限る。）、
家族滞在（一定の要件を満たす者に限る。）

## ● 住民税情報に反映されない新たに生まれた子等

一次採用（春）において2023年12月31日より後（二次採用（秋）においては、
2024年12月31日より後）に生計維持者に生まれた子どもがいる場合は
学生支援課奨学金担当に相談してください
（在籍報告の申告時も学校へ相談してください）。

# 家計が急変した場合



給付奨学生のしおり
15～16ページ

定期的な募集（春・秋、予約採用）により給付奨学金の支給を受けていても、以下の予期できない事由により家計が急変した場合は、**家計急変採用の取扱いへと変更**することができます。速やかに大学に相談してください。

Ａ：生計維持者の一方（又は両方）が死亡

Ｂ：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、３か月以上、就労が困難

Ｃ：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業に限る。）

Ｄ：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当
①上記Ａ～Ｃのいずれかに該当
②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

Ｅ：本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の定める施設等へ入所等することとなった

**※家計急変採用の取扱いに変更した後は、３ヶ月ごとの支援区分の見直しがあり、変更前の定期的な募集による採用の取扱いへと戻すことはできません。**

# 連絡が必要なとき



**以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。**

**※手続きを行う場合は、提出期限があります。**

| | |
|---|---|
| □改姓・改名 | □振込口座の変更 |
| □退学 | □通学形態の変更<br>（自宅通学・自宅外通学） |
| □休学・留学※学籍が「休学」の場合・復学 | □転学・編入学 |
| □他の国費受給※「教育訓練支援給付金」など<br>（page.8 参照） | □転学部（科） |
| □停止（奨学生による申出） | |

給付奨学生のしおり
11ページ、17～22ページ

# 奨学生として採用されたみなさんへ



給付奨学生のしおり
4～5ページ

**日本学生支援機構の奨学金は国が実施する給付型の奨学金です。**

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。
  ※ 振込日は、４月と５月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- **大学に在籍していることを定期的に日本学生支援機構に報告**する必要があります。しっかりと内容を確認のうえ、正確に報告してください。
- 奨学金に関する説明（原則情報ポータルで案内）は必ず確認し、書類の**提出期限は厳守して**ください。
- **休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口に届け出てください。**
- **高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）と第一種奨学金（貸与）を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（減額又は増額）されます。⇒「併給調整」**

**奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。**

# 給付奨学金についての説明は以上となります

# 貸与奨学金を利用していない学生はここで退室してください

スカラネット・パーソナルの登録は
6月9日（月）までです。お忘れなく。

# 日本学生支援機構

# 貸与奨学金

# ●貸与の学生のみ

**提出期限は配布資料を確認**

①返還誓約書

②日本学生支援機構 2025年度 貸与奨学生のしおり

③[様式25-1] 返還誓約書記載事項訂正届

④ ＜機関保証選択者のみ＞
保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書

⑤ ＜提出が必要な学生のみ＞
[様式13] 返還保証書

※「貸与奨学生のしおり（全体版）」は日本学生支援機構のホームページに掲載しています。必ず確認するようにしてください。

# 貸与奨学金について



- 貸与奨学生としての心構え
- 知ってほしいこと
- 返還誓約書の作成方法

# 奨学生としての心構え



貸与奨学生のしおり
（全体版）4ページ

（１）奨学金制度について、十分に理解してください。

（２）大学から奨学金の説明を受け、貸与中の手続きなど、大学の指示を守ってください。

**案内はポータルでご連絡します。**

（３）奨学生としての自覚と責任を持って、勉学に励んでください。

# 知ってほしいこと

# 1．奨学金制度

貸与奨学生のしおり
（全体版）（後払い制度版） 4～5ページ

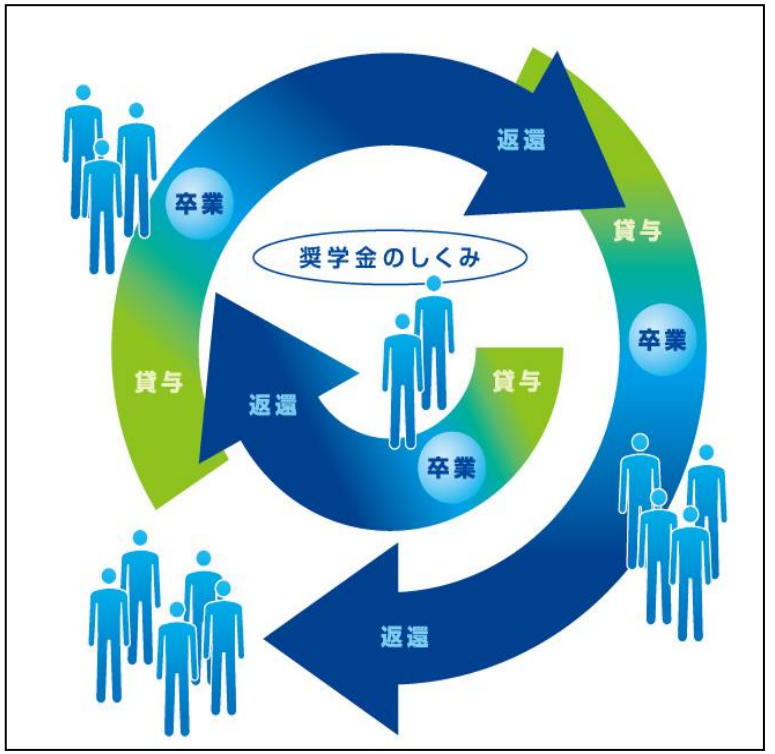


- 日本学生支援機構の貸与奨学金は、**借りるもの**です。
- 奨学金を借りるのも、返すのも皆さん自身です。
- **借り過ぎに注意**してください。

**適格認定説明会（毎年12月頃）**

**返還説明会（卒業年度の10月頃）**

※実施方法や日時の連絡は情報ポータルで行います。
　見逃すことのないよう注意してください。

# 3．連絡が必要なとき



貸与奨学生のしおり
（全体版） 第4章、第5章

**以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。**

**※手続きを行う場合は、提出期限があります。**

| | |
|---|---|
| □改姓・改名 | □振込口座の変更 |
| □退学 | □貸与月額の変更（増額・減額） |
| □休学・復学 | □利率の算定方法の変更（第二種のみ） |
| □留学 | □返還方式の変更（第一種のみ） |
| □転学・編入学 | □連帯保証人・保証人の変更<br>（住所変更等含む） |
| □転学部（科） | □機関保証制度への変更（機関保証制度から人的保証制度への変更はできません。） |

# ４．奨学金の返還の流れ



貸与奨学生のしおり
（全体版）第Ⅲ部　返還

**奨学金の返還は、金融機関の口座からの振替（引落し）により行います。**

**「スカラネット・パーソナル」から、振替用口座（リレー口座）の加入手続きを実施**

↓

**貸与終了の翌月から数えて７か月目の27日から返還開始**

**※2026年3月卒業の場合、2026年10月より返還開始**

# ５．返還が困難となったときの救済制度



奨学金の返還が困難な場合、救済制度があります。

**貸与奨学生のしおり（全体版）第Ⅲ部　返還**

**（１）在学猶予：在学している期間、返還する期限を先延ばしにする制度**

**（２）減額返還：月々に返還する金額を２／３、１／２、１／３又は１／４に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度**

**（３）返還期限猶予：返還が困難になったときに、返還する期限を先延ばしにする制度**

（１）在学猶予は、在籍する大学に相談

（２）減額返還や（３）返還期限猶予は、日本学生支援機構に相談

# 6．延滞したとき



貸与奨学生のしおり
（全体版）第Ⅲ部　返還

- 延滞金の賦課
- 保証機関からの督促（機関保証）
- 連帯保証人・保証人への督促（人的保証）
- 個人信用情報機関への登録
- 裁判所への法的手続き

など

**延滞する前に、必ず、日本学生支援機構に相談してください。**

# 奨学金貸与・返還シミュレーションとは



**貸与奨学生のしおり**
**（ダイジェスト版）2ページ（全体版）88ページ**

貸与月額等の条件を設定することで、返還総額や返還回数、毎月の返還額などについて試算を行うことができるシステムです。

登録の手続きは
必要ありません

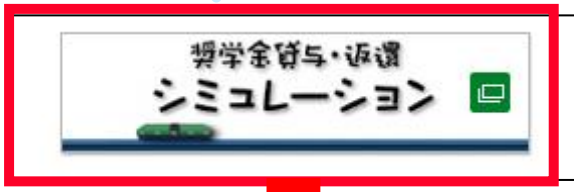

**奨学金貸与・返還シミュレーション**

**https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/**

# 返還誓約書の作成方法

自分で書くところと
保護者が書くところがあります。
全部親任せにすることのないよう、
しっかり説明を聞きましょうね。

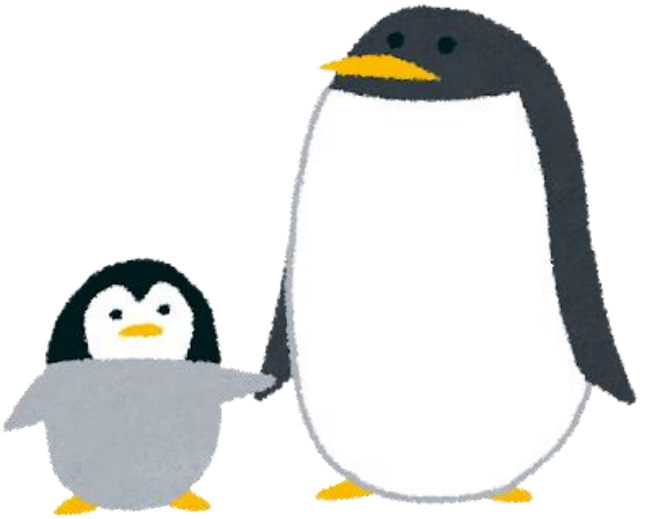

# 「返還誓約書」とは



貸与奨学生のしおり
（全体版）20～44ページ

あなたと日本学生支援機構との間の
奨学金の貸し借りを確認する契約書です。

「返還誓約書」に不備がある場合、
奨学金の振込みは、止まります！

「返還誓約書」を提出しない場合、
奨学金を借りることはできません。
採用を取り消します。

# 返還誓約書の作成方法



①

【第二種機関保証】

**返　還　誓　約　書**

（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）

独立行政法人日本学生支援機構理事長　殿

私は，独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおり借用いたします。

つきましては，独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し，「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については，裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また，裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し，同意します。なお，私が借用した学資貸与金は，第二種奨学金（利息付）であり，機関保証を選択しました。

令和 XX 年　4月　1日

②

借用金額　¥ 2 4 0 0 0 0 0 0

③

奨学生本人

奨学生番号　8XX-XX-XXXXXX　CD 7 001　採用種別　予約

在学校　日本学生支援大学

住所　〒 135 － 8630
東京都江東区青海　2－2－1

電話番号 03-XXXX-1111　携帯電話番号　090-XXXX-6666

氏名　（奨学　太郎）　フリガナ ショウガク タロウ

署名

平成 XX 年 11 月 11 日生　性別　男

⑤

| 貸与期間 | 貸与月数 | 貸与金額 | 貸与金額計 |
|---|---|---|---|
| 20XX 年 4 月～ 20XX 年 3 月 | 48 月 | 50000 円 | 2400000 円 |
| 年 月～ 年 月 | 月 | 円 | 円 |
| 年 月～ 年 月 | 月 | 円 | 円 |
| 年 月～ 年 月 | 月 | 円 | 円 |

⑥

返還の条件（目安）

⑦

| | | 返還期日 | 返還回数 | 初回割賦金 | 割賦金 | 最終割賦金 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 月賦返還 | | 毎月27日 | 180 回 | 16769 円 | 16769 円 | 16917 円 |
| | 1 | 月賦返還選択時の総支払い額（利子込み） | | | | 3018568 円 |
| 併用返還 | 月賦分 | 毎月27日 | 180 回 | 8384 円 | 8384 円 | 8516 円 |
| | 半年賦分 | 毎年１・７月の27日 | 30 回 | 50355 円 | 50355 円 | 50361 円 |
| | 2 | 併用返還選択時の総支払い額（利子込み） | | | | 3019908 円 |

選択された利率の算定方法：利率固定方式

注：利率が未確定なため，返還の条件（目安）は，上限利率の年３．０％（増額貸与部分は，年３．２％）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については，貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

［参考］令和６年１１月貸与終了者に実際に適用された利率（年０．８００％，増額貸与部分は年１．０００％）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

| | 返還期日 | 返還回数 | 初回割賦金 | 割賦金 | 最終割賦金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 月賦返還 | 毎月27日 | 180 回 | 14205 円 | 14205 円 | 14320 円 |
| | 月賦返還選択時の総支払い額 | （利子込み） | | | 2557015 円 |
| 併用返還 | 月賦分　毎月27日 | 180 回 | 7102 円 | 7102 円 | 7209 円 |
| | 半年賦分　毎年１・７月の27日 | 30 回 | 42630 円 | 42630 円 | 42660 円 |
| | 併用返還選択時の総支払い額 | （利子込み） | | | 2557397 円 |

※返還の方法は，本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し，右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は，「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり，確定した金額は，貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は，「奨学生のしおり」に記載してあります。

※給付奨学金の支援対象者が第一種奨学金の貸与を受けるときの借用金額については，裏面【返還誓約書記載事項について】の3を参照してください。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度，機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※機構は，奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には，「借用金額」とすでに貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。

※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は，奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。
この利用目的の適正な範囲内において，当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が，学校，金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが，その他の目的には利用されません。機関保証加入者については，機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。
また，行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は，適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

④

【提出用】

※第一種奨学金において，下には「定額返還方式（貸与者に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから，あなたが選択した返還方式が印字されています。

※第二種奨学金においては，全て貸与者に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

※本人が未成年者（18歳未満）の場合には，連帯者が返還誓約書の記載内容及び機構の説明を確認し，同意のうえ，所定の欄にそれぞれ署名してください。
連帯者とは，法律に定められた連帯者のことです。連帯者がいない場合には，未成年後見人が同様に署名してください。

本人以外の連絡先

住所　〒 153 － 8503
東京都目黒区駒場　4－5－29

電話番号　03-XXXX-3333　携帯電話番号　090-XXXX-7777

氏名　（機構　次郎）　フリガナ キコウ ジロウ　印不要

署名

続柄　おじ　昭和 XX 年 10 月 1 日生　＊＊＊

勤務先　電話番号　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊記入不要＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊ 住所　〒　－
＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊ 電話番号　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　携帯電話番号　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊ 氏名 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ フリガナ　＊＊＊
署名
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
続柄　＊＊ 年 ＊＊ 月 ＊＊ 日生　＊＊＊
勤務先　電話番号　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊ 住所　〒　－
＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊ 電話番号　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　携帯電話番号　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　＊＊＊
＊＊＊ 氏名 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ フリガナ
署名
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　＊＊＊
続柄　＊＊ 年 ＊＊ 月 ＊＊ 日生

＊＊＊ 住所　〒　－
＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊ 電話番号　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　携帯電話番号　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊ 氏名 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ フリガナ
署名
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　＊＊＊
続柄　＊＊ 年 ＊＊ 月 ＊＊ 日生

添付書類

・「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」（コピー不可）

104900

※「借用金額」は，本人の選択した月賦で貸与終了（予定）月まで借用した場合の金額が表示されています。「借用金額」は貸与中の本人からの申出等により，増減する場合があります。

| | |
|---|---|
| 学校番号 | 104900 |
| 区分 | 00 |
| 学部学科 | 2006 |
| 学籍No. | 123456 |

★

20XX/04/XX
000001(20XX/04)

# 返還誓約書の作成方法



| 返還（目安）条件 | | 返還期日 | | 返還回数 | 初回割賦金 | 割賦金 | 最終割賦金 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ✓ 月賦返還1 | 毎月27日 | | 180 回 | 16769 円 | 16769 円 | 16917 円 |
| | | 月賦返還選択時の総支払い額(利子込み) | | | | | 3018568 円 |
| | ✓ 併用返還2 | 月賦分 | 毎月27日 | 180 回 | 8384 円 | 8384 円 | 8516 円 |
| | | 半年賦分 | 毎年１・７月の27日 | 30 回 | 50355 円 | 50355 円 | 50361 円 |
| | | 併用返還選択時の総支払い額(利子込み) | | | | | 3019908 円 |

選択された利率の算定方法：利率見直し方式（おおむね５年ごとに見直されます。）
注：利率が未確定なため，返還の条件（目安）は，上限利率の年３．０％（増額貸与部分は，年３．２％）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については，貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

［参考］令和６年１１月貸与終了者に実際に適用された利率（年０．８００％，増額貸与部分は年１．０００％）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

| | 返還期日 | | 返還回数 | 初回割賦金 | 割賦金 | 最終割賦金 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 月賦返還 | 毎月27日 | | 180 回 | 14205 円 | 14205 円 | 14320 円 |
| | 月賦返還選択時の総支払い額 | | (利子込み) | | | 2557015 円 |
| 併用返還 | 月賦分 | 毎月27日 | 180 回 | 7102 円 | 7102 円 | 7209 円 |
| | 半年賦分 | 毎年１・７月の27日 | 30 回 | 42630 円 | 42630 円 | 42660 円 |
| | 併用返還選択時の総支払い額 | | (利子込み) | | | 2557397 円 |

# 返還誓約書の作成方法



## １．返還誓約書の種類

貸与種別と保証制度の組み合わせにより４種類あります。

ダイジェスト版や奨学生のしおりは機構ホームページに掲載していますので、

記入方法を確認してください。

| 返還誓約書の種類 | 貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版） | 貸与奨学生のしおり |
|---|---|---|
| 第一種奨学金・機関保証 | ４～５ページ | ３２～３３ページ |
| 第二種奨学金　機関保証 | ― | ３４～３５ページ |
| 第一種奨学金　人的保証 | ― | ３６～３７ページ |
| 第二種奨学金　人的保証 | ６～７ページ | ３８～３９ページ |

# ２．保証制度の種類

## ①機関保証

一定の保証料を支払うことで、保証機関から保証を受けます。

保証料は、毎月の奨学金から差し引かれます。

保証料を支払っても、あなた自身が奨学金返還の義務（保証料含む）を負います。

人的保証への変更はできません。

## ②人的保証

連帯保証人と保証人の両方を選任して保証を受けます。

事情が変わるなどして、連帯保証人や保証人を選任することができなくなったときは、すぐに学校に相談してください。

用語説明

- 「連帯保証人」とは、奨学金の返還について本人と同等の責任を負います。
- 「保証人」とは、あなたや連帯保証人が返還できなくなったとき、あなたに代わって返還する人です。

※保証人には、連帯保証人には認められていない「分別の利益」（保証人の返還すべき金額が、本人が返還すべき返還未済額の２分の１となること。）のほか、「検索の抗弁権」や「催告の抗弁権」が認められています。

# 返還誓約書の作成方法



## ① 連帯保証人の選任条件（人的保証選択者）

**原則として父母のどちらか**

**奨学生が未成年者の場合は親権者（または未成年後見人）**

- 未成年・学生等の保証能力がない人は認められません。
- あなたの配偶者（婚約者を含む）は認められません。
- 債務整理中（破産等）の人は認められません。
- 貸与終了時に、あなたが満４５歳を超える場合は、連帯保証人はその時点で６０歳未満でなければいけません。

## ② 保証人の選任条件（人的保証選択者）

**原則として本人および連帯保証人と別生計で**

**父母を除いた65歳未満の４親等以内である成年親族**

- 未成年・学生等の保証能力がない人は認められません。
- あなたの配偶者（婚約者を含む）及び連帯保証人の配偶者（婚約者を含む）は認められません。
- 債務整理中（破産等）の人は認められません。
- 奨学金申込時（予約採用の場合は進学届提出時）に保証人は６５歳未満でなければいけません。
- 貸与終了時に、あなたが満４５歳を超える場合は、保証人はその時点で６０歳未満でなければいけません。

# 返還誓約書の作成方法



## ③ 連帯保証人・保証人の選任における注意点（人的保証選択者）

- **４親等以内の親族でない成人を連帯保証人または保証人に選任する場合**
- **保証人に65歳以上の人を選任する場合**

**その方がⅠ～Ⅲのいずれかの条件をみたし、**
**「返還保証書」と「資産等に関する証明書類」を提出することが必要です。**

Ⅰ 年間収入・所得で判定
・給与所得者　　年間収入３２０万円以上　【証明書類：源泉徴収票、年金振込通知書　等】
・給与所得者以外　年間所得２２０万円以上　【証明書類：確定申告書控※ 、 所得証明書 】
※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。

Ⅱ 資産（預貯金・不動産評価額　等）で判定
合計額が借用金額（返還誓約書に印字）以上（※保証人は借用金額の2分の1以上）
【証明書類：預貯金残高証明書等、固定資産評価証明書】
※固定資産評価証明書に、登記事項証明書（全部事項証明書）を併せて提出が必要。
ただし、固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は、提出不要。証明書の詳細は、返還保証書を参照。

Ⅲ 上記ⅠとⅡの組み合わせで判定
Ⅰ＋（Ⅱ÷１６）で算出される金額が　（給与所得者の場合）　３２０万円以上
（給与所得者以外の場合）　２２０万円以上

※年金は給与として扱います
※給与所得以外の場合で給与所得もあるときの判定基準は年間所得220万円です

## ３．返還誓約書に添付する書類

- 第一種奨学金および第二種奨学金の両方を貸与（併用貸与）されている人は、それぞれの返還誓約書に書類の添付が必要です。

※連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書（人的保証の場合）は原本を2部取得してください。

- 第一種奨学金と併せて入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けた人も、それぞれの返還誓約書に書類の添付が必要です。

※連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書（人的保証の場合）は原本を2部取得してください。

# 返還誓約書の作成方法



## ① 機関保証制度を選択した人

機関保証制度を選択した人が、返還誓約書に添付する書類（1点）

| 必　要　書　類 |
| --- |
| 保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書【機構・協会用】 |

保証依頼書の記入の仕方については、以下の資料を参照してください。

| | 貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版） | 貸与奨学生のしおり |
| --- | --- | --- |
| 保証依頼書 | ９ページ | ３０～３１ページ |

# 返還誓約書の作成方法

## ② 人的保証制度を選択した人

人的保証制度を選択した人が、返還誓約書に添付する書類（４点）

| | 必　要　書　類 |
|---|---|
| 1 | 連帯保証人の印鑑登録証明書（コピー不可） |
| 2 | 連帯保証人の収入に関する証明書類（コピー可、直近の1年間の収入が分かるもの） |
| 3 | 保証人の印鑑登録証明書（コピー不可） |
| 4 | 奨学生本人の住民票（マイナンバー未提出者のみ・コピー不可） |

マイナンバーの記載がないものを提出してください。

※　海外赴任などで一時的に国外居住となり、印鑑登録証明書や「収入に関する証明書類」が取得できない場合は、奨学金担当窓口に相談してください。

# 返還誓約書の作成方法



連帯保証人の「収入に関する証明書類（直近の1年間の収入が分かるもの）」は、
「貸与奨学生のしおり」「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」を確認し、
次のいずれかを提出してください。（コピー可）

| 収入の状態・状況 | 証明書類 | 発行所 |
|---|---|---|
| 給与所得または給与所得以外 | 所得証明書 | 市区町村の役場 |
| 給与所得（給与・賃金・役員報酬等） | 源泉徴収票 | 勤務先 |
| 給与所得以外（自営業等） | 確定申告書（控）<br>※e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを併せて添付。 | 税務署 |
| 確定申告書（控）の提出ができない場合 | 納税証明書（その２） | 税務署 |
| 年金（恩給・老齢年金・遺族年金等） | 年金振込通知書　又は　年金額改定通知書 | 日本年金機構等 |
| 前年途中・当年に就職した場合 | 年収見込証明書 | 勤務先 |
| 生活保護受給者 | 保護決定（変更）通知 | 福祉事務所 |
| 上記の書類が提出できない場合 | 課税証明書、非課税証明書 | 市区町村の役場 |

# ４．記入時の注意点

- **署名について**
  - 黒または青のボールペン（消せるボールペン使用不可）で記入すること。
  - 他の者と同一の筆跡は認められません。各自が署名をすること。
  - なぞり書き（重ね書き）は不可。
  - 書き誤った部分を削る、修正液を使う、上から紙を貼るなどによる訂正は不可。
- **押印について（連帯保証人・保証人のみ）**
  - 実印（印鑑登録証明書と同じ印鑑）で押印すること。
  - 朱肉を使用し押印すること。
  - 欄内に押印すること。欄外の押印は認められません。
- **印字内容の訂正について**
  - 配布資料「[様式25-1]返還誓約書記載事項訂正届」に正しい内容を記載し、返還誓約書とともに提出してください。

# 返還誓約書の作成方法



➢ 正しい押印について

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 太機<br>郎構 | 太機<br>郎構 | 太機<br>郎構 太機<br>郎構 | 太機<br>郎構 | 太機<br>郎構 | 太機<br>郎構 |
| 鮮明 | 薄い | 重ね印 | 二重印 | 欠け印 | 滲み印 |
| ○ | × | × | × | × | × |

# 返還誓約書の作成方法

## ➢ 署名・押印等の訂正方法について

[例]

○連帯保証人・保証人欄

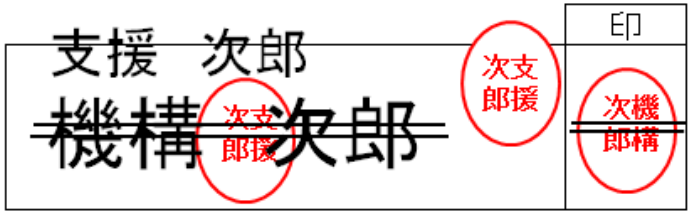


○奨学生本人・親権者・本人以外の連絡先欄

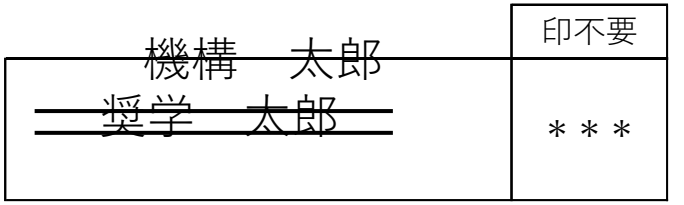


※　修正テープ、修正液の使用はできません。

※　印字内容の訂正が必要なときは、配布資料「[様式25-1]返還誓約書記載事項訂正届」に正しい内容を記載し、返還誓約書とともに提出してください。

※　姓または名が同じでも、署名の訂正は必ず全て訂正してください。

※　連帯保証人・保証人欄は訂正・変更した人の印を二重線の上に押してください。

# 「返還誓約書」提出前のチェックリスト

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

●署名・記入漏れはないか
- □ 黒又は青のボールペンで記入していますか（消せるボールペン使用不可）
- □ 「奨学生本人欄」はあなたが署名しましたか
- □ [人的保証の場合]連帯保証人・保証人の署名は、それぞれに署名してもらいましたか（同一筆跡不可）
- □ [機関保証の場合]連絡先の者の署名は、その人に署名してもらいましたか（同一筆跡不可）
- □ あなたが未成年者の場合、親権者（後見人）全員の署名（それぞれの人が署名）はありますか（同一筆跡不可）
- □ 希望する割賦方法にレ点がありますか　**※返還誓約書提出後、割賦方法の変更は原則できません。**

●押印漏れ・印相違はないか
- □ [人的保証の場合]連帯保証人・保証人必要な全員の押印はありますか
- □ [人的保証の場合]連帯保証人・保証人は実印で押印していますか（印鑑登録証明書と照合）
- □ [人的保証の場合]朱肉で鮮明に押印していますか

●訂正方法は適切か
- □ 署名に訂正があった場合、二重線で削除した署名の直近の余白に正しい署名はありますか
- □ 連帯保証人・保証人の署名を訂正する場合、削除の二重線の上に訂正印としてそれぞれの実印が押印されていますか
- □ 書き誤った部分を削ったり、上から紙を貼ったり、修正液を使ったりしていませんか

●添付書類はそろっているか
- □ [人的保証の場合]連帯保証人の印鑑登録証明書・収入に関する証明書類はありますか
- □ [人的保証の場合]保証人の印鑑登録証明書はありますか
- □ [人的保証の場合]印鑑登録証明書に記載の住所と「返還誓約書」連帯保証人・保証人欄の住所は同じですか
- □ [人的保証の場合]連帯保証人・保証人が４親等以内の親族でない場合、又は保証人が65歳以上の方の場合、返還保証書・資産等に関する証明書類はありますか

**＜注意＞連帯保証人と保証人の印鑑登録証明書は必ず原本でなければなりません。**
**併用貸与者はそれぞれ原本を２部用意する必要があります。**
**コピーでよいのは収入に関する証明書類のみです。**
**必ず、マイナンバーの記載がないものを添付してください。**

●[機関保証の場合]保証依頼書はあるか
- □ 黒又は青のボールペンで記入していますか（消せるボールペン不可）
- □ 保証依頼書の申込日は、「返還誓約書」に印字された日付と同じ日付ですか
- □ あなたが未成年の場合、保証依頼書の親権者は、「返還誓約書」の親権者(1)・(2)欄と同人数・同一人物ですか
- □ あなた・親権者（後見人）は各自が署名していますか（同一筆跡不可）

# 奨学生として採用されたみなさんへ



貸与奨学生のしおり
（全体版）4～5ページ

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。

※振込日は、４月と５月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。

- 奨学金に関する説明会には出席し、書類の**提出期限は守ってください。**
- **借りすぎに注意してください。**
- **休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口に届け出てください。**
- **給付奨学金あるいは授業料等減免を受けながら第一種奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（減額又は増額）されます。⇒「併給調整」**

**日本学生支援機構の奨学金は国が実施する貸与型の奨学金です。**

**卒業後は、あなたが責任をもって返還しなければいけません。**

※ただし、返還が困難な人を対象として、救済制度が設けられています

**奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。**

# まとめ

貸与奨学金について
皆さんがやらなければならないこと

①スカラネット・パーソナルの登録
②返還誓約書の提出

いずれも期限は配布資料を確認
返還誓約書の提出先は学生支援課